

24循環第250号

平成25年4月1日

一般社団法人愛知県建設業協会 御中

愛知県環境部資源循環推進課長

(公 印 省 略)

平成25年度あいち環境塾の塾生募集及び愛知県循環型社会形成
推進事業費補助金の募集について (送付)

本県では、先導的で効果的な循環ビジネスを支援するため、「愛知県循環型社会形成推進事業費補助金」について、別添1のとおり3月1日から4月30日までの間募集しておりますので、関係者へ御紹介くださいますようお願いいたします。

また、公益財団法人名古屋産業科学研究所と共同して、持続可能な社会づくりに向け、「ビジョン」と「こころざし」を持ち、地域や職場でリーダーとして活躍できる人材を育成するため、「あいち環境塾」を平成20年度から実施しております。

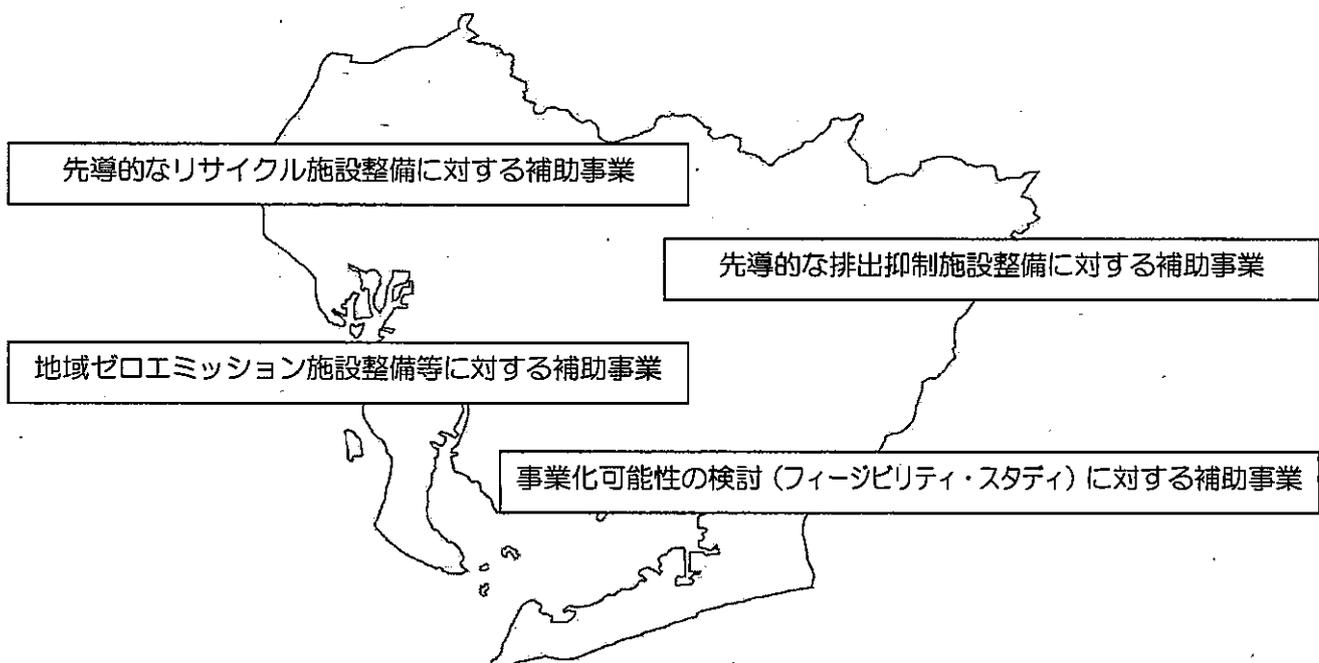
このたび平成25年度の開講にあたり、別添2のとおり塾生の募集を行っておりますので、併せて御紹介くださいますようお願いいたします。

担 当	循環グループ (野田・桑山) (あいち資源循環推進センター)
電 話	052-954-6233 (ダイヤルイン)
F A X	052-953-7776
電子メール	junkan@pref.aichi.lg.jp



平成25年度 循環型社会形成推進事業費 補助金について

廃棄物のリサイクル（再生利用）や リデュース（排出抑制）を進める施設の整備や、事業化検討調査（市場調査・試作品製造・試験など）、様々な環境・リサイクルビジネスにご活用下さい！



【 応募・相談期間 】

平成25年3月1日（金）から 4月30日（月）まで

※本補助金は平成25年度の予算成立を前提としていることから、今後、成立した予算の内容に応じて内容等に変更が生じることがあります。

補助事業の内容

区分	リサイクル関係施設整備事業	排出抑制関係施設整備事業
対象事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれるリサイクル関係施設の整備事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる排出抑制関係施設の整備事業
対象経費	他の事業者から排出される廃棄物を原料として新たな製品を製造するための施設整備に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・設計費 ・設備費 ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外	事業者が自ら排出する廃棄物の排出を抑制するための施設整備に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・設計費 ・設備費 ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外
補助率	大企業：1/3以内 中小企業：1/2以内	
限度額	5,000万円	

区分	地域ゼロエミッション関係施設等整備事業	循環ビジネス事業化検討事業
対象事業	廃棄物や未利用資源の地域内循環利用を推進する効果的なシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる施設の整備及びコンソーシアム(協議会)の活動事業	先導的な循環ビジネスの事業化の可能性の検討事業 (フィージビリティ・スタディ)
対象経費	複数の事業者等(企業、NPO法人、大学、市町村など)で構成される団体(コンソーシアム(協議会))が、連携・協働して新たに地域で発生する廃棄物又は未利用資源を原料として新たな製品やエネルギーを製造するための施設整備等に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・設計費 ・設備費 ・活動費 ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外	循環ビジネスの事業化の可能性を検討(市場調査・事業形態)などに必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・調査費(自社で行う調査) ・研修・指導費 ・調査委託費(外注する調査)
補助率	大企業：1/3以内 中小企業：1/2以内	
限度額	5,000万円	300万円

※ 中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業者をいい、大企業とは原則としてそれ以外の者をいいます。

■応募資格

愛知県内で補助事業を行おうとする事業者の方、又は複数の事業者の方々（NPO,市町村,大学を含む。）で構成されたコンソーシアム（協議会）です。

（施設整備に係る場合は、愛知県内に施設を設置することが条件となります。）

■審査

採択は、有識者による審査を経て行います。

審査会では、書類審査のほか、プレゼンテーションによる審査も行います。

<審査のポイント>

1) 先導的・独創的な技術

リサイクル率の向上、リサイクル品の品質、純度を向上させるための技術や、廃棄物の発生量又は排出量の削減効果を向上させるための技術について、既存のものとは比べ先導性・独創性があるか。

2) 先導的・独創的なシステム

人的、物流・商流ネットワーク等、地域資源を最大限に活用した事業の効率的・安定的な実施の観点から、既存のシステムに比べ先導性・独創性はあるか。

3) 環境負荷低減効果

廃棄物の最終処分量の削減、化石燃料使用量の削減、CO₂ 排出量の削減について、物質収支、エネルギー収支等の観点から効果が大きいのか。

4) 事業の継続性

原料（廃棄物）の調達、製品の販売見込み、将来の展開可能性等から、事業の採算性及び継続性が見込めるか。

■実施期間

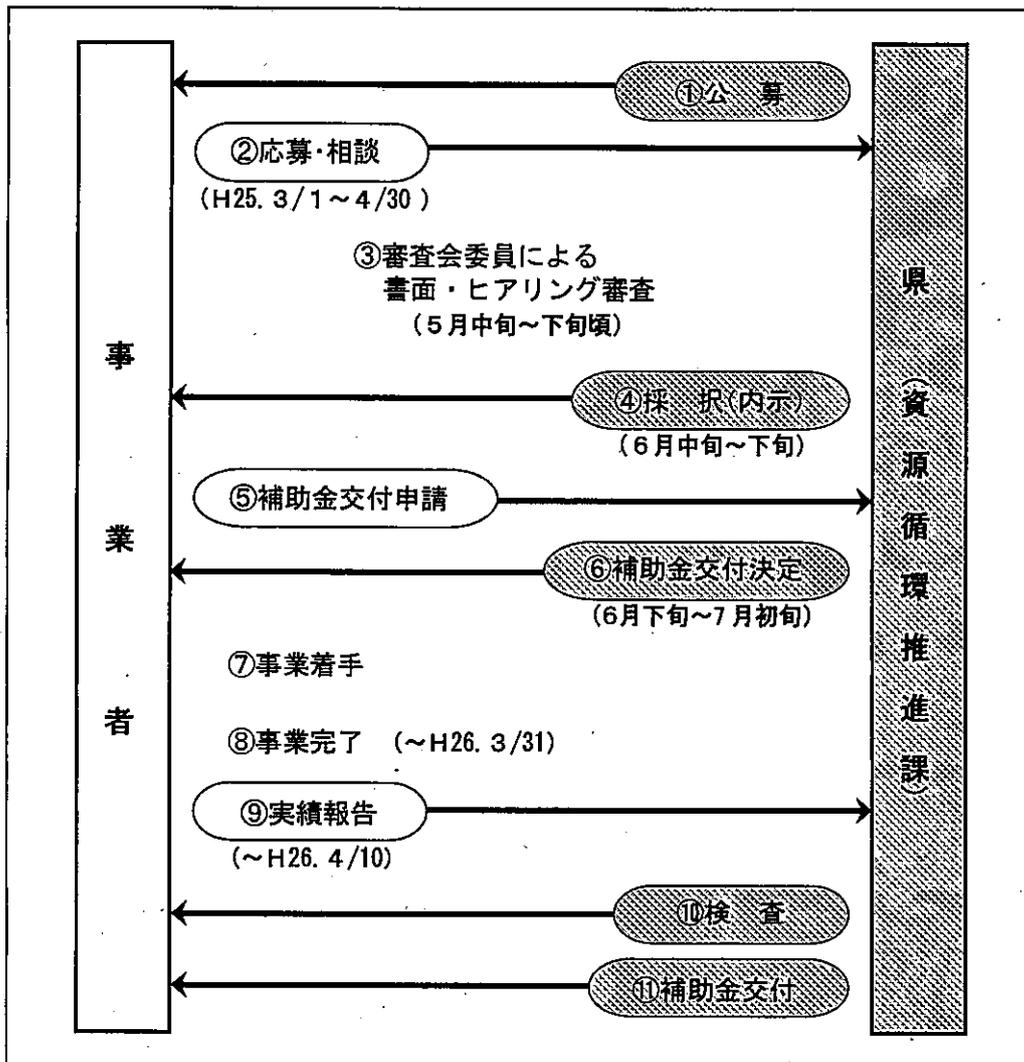
1. 補助事業は年度内（H26.3.31）に完了しなければなりませんので、早期に関係機関と協議を進め、スムーズな事業の進行・完了ができるよう、ご留意下さい。
特に廃棄物処理法をはじめとした関係法令の許認可が必要な事業（施設）については、補助金の交付決定がされた場合でも、それらの許認可を得た後でなければ事業着手できない場合がありますので、ご注意ください。
2. 補助金の交付は原則精算払いです。実際の補助金の交付は、支払いを含め事業がすべて完了した後となりますので、事業期間における補助金相当分の経費についても自社で資金調達が必要となります。 ※手続きの流れは裏面参照

■応募方法

応募申請書を作成の上、募集期間内に、愛知県環境部 資源循環推進課まで提出（郵送または持参）してください。 ※提出先詳細は裏面参照

申請書様式は、応募期間中に「<http://www.pref.aichi.jp/0000059051.html>」からダウンロードできます。

■手続きの流れ(予定)



申請に関するご相談は、下記までお問合せ下さい。

<相談先 及び 応募書類提出先>

愛知県環境部 資源循環推進課 循環グループ
(あいち資源循環推進センター)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2
愛知県庁 西庁舎 1階

TEL : 052-954-6233 (ダイヤルイン) FAX : 052-953-7776

E-mail : junkan@pref.aichi.lg.jp

